

平成19年（行ウ）第11号公文書不開示処分取消請求事件

原告 坪 倉 嘉 昶
被告 南 部 町

2007年12月28日

原告訴訟代理人 弁護士 高 橋 敬 幸

同 弁護士 勝 俣 彰 仁

鳥取地方裁判所 御中

訴状訂正申立書 兼 訴状補充書

1 訴状の訂正の申立

訴状の内容を以下の通りに訂正することを申立てる。

(1) 訴状1頁の被告の表示を下記の通りに訂正する。

記

「鳥取県西伯郡南部町法勝寺377-1

被告 南部町

同代表者兼処分行政庁 南部町長 坂本 昭文」

(2) 訴状の「請求の趣旨」1項中の「被告」とある部分を全て「南部町長」に訂正する。

(3) 訴状の「請求原因」中の「被告」とある部分を全て「南部町長」に訂正する。

(4) 訴状2頁、2項、1行目を下記の通りに訂正する。

記

訂正前 「南部町情報公開条例の実施機関である。」

訂正後 「南部町情報公開条例の実施機関である。（南部町情報公開条例第2条(1)）」

- (5) 訴状 3 頁、第 2、1 項、1 行目を下記の通りに訂正する。

記

訂正前 「本訴訟は、南部町がなした」

訂正後 「本訴訟は、南部町長がなした」

- (6) 訴状 8 頁、2 項、9 行目を下記の通りに訂正する。

記

訂正前 高橋勉（公認会計士）

訂正後 高橋務（公認会計士）

- (7) 訴状 9 頁、10 項、2 行目を下記の通りに訂正する。

記

訂正前 及び②に係る資料及び議事録

訂正後 及び②固定資産税過誤納調査審査会に係る資料及び議事録

2 訴状の補充

訴状 7 頁、第 6 の前に「第 5 の 2」として下記の文を加入する。

記

第 5 の 2 処分を知った日

原告は、南部町長がなした平成 19（2007）年 6 月 14 日付決定書（甲 4 号証）を平成 19（2007）年 6 月 16 日に郵便で受領し、もって同日、本件処分を知った。